国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程実施細則の一部改正

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正</th><th>改正理由</th></tr>
<tr>
<td>
別表第1
イ　平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表
<table>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">第4号区分</td><td>一　平成8年4月以後平成16年3月以前の給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち学長が別に定めるもの</td></tr>
<tr><td>（略）</td></tr>
<tr><td>三　平成16年4月以後平成18年3月以前の職員給与規程の教育職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち学長が別に定めるもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>第5号区分</td><td>一　平成8年4月以後平成16年3月以前の給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第4号区分の項第1号に掲げるものを除く。)のうち学長が別に定めるもの</td></tr>
</table>
</td>
<td>
別表
イ　平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表
<table>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">第4号区分</td><td>一　平成8年4月以後平成16年3月以前の給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち、同法第10条の2に規定する俸給の特別調整額の区分がⅠ種であり、かつ、同法第19条の4第5項に規定する期末手当の役職段階別加算額の加算割合（以下この表において「同法に規定する役職段階別加算割合」という。）が100分の20であったもの</td></tr>
<tr><td>（略）</td></tr>
<tr><td>三　平成16年4月以後平成18年3月以前の職員給与規程の教育職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち、同規程第23条に規定する管理職手当の区分がⅠ種であり、かつ、同規程第38条第2項に規定する期末手当の役職段階別加算額の加算割合（以下この表において「同規程に規定する役職段階別加算割合」という。）が100分の20であったもの</td></tr>
<tr><td>（略）</td></tr>
<tr><td>第5号区分</td><td>一　平成8年4月以後平成16年3月以前の給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第4号区分の項第1号に掲げるものを除く。)のうち、同法に規定する役職段階別加算割合が100分の20であったもの</td></tr>
</table>
</td>
<td>他大学の例にならい、学長が別に定めることとなっている規定を、総務省通知に基づき具体的に定めるための改正</td>
</tr>
</table>

			（略）
	（略）		三　平成16年4月以後平成18年3月以前の職員給与規程の教育職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第4号区分の項第3号に掲げるものを除く。）のうち、同規程に規定する役職段階別加算割合が100分の20であったもの
	三　平成16年4月以後平成18年3月以前の職員給与規程の教育職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第4号区分の項第3号に掲げるものを除く。）のうち学長が別に定めるもの		（略）
	（略）	第6号区分	一　平成8年4月以後平成16年3月以前の給与法の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第4号区分の項第1号及び第5号区分の項第1号に掲げるものを除く。）
第6号区分	一　平成8年4月以後平成16年3月以前の給与法の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第4号区分の項第1号及び第5号区分の項第1号に掲げるものを除く。）のうち学長が別に定めるもの		（略）
	（略）	第7号区分	一　平成8年4月以後平成16年3月以前の給与法の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち、同法に規定する役職段階別加算割合が100分の15であったもの
第7号区分	一　平成8年4月以後平成16年3月以前の給与法の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち学長が別に定めるもの		（略）
	（略）		四　平成16年4月以後平成18年3月以前の職員給与規程の教育職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち、同規程に規定する役職段階別加算割合が100分の15であったもの
	四　平成16年4月以後平成18年3月以前の職員給与規程の教育職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち学長が別に定めるもの		（略）
	（略）	第8号区分	（略）
			三　平成8年4月以後平成16年3月以前の給与法の行政職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもののうち、総括的業務を行う長であっ

第８号区分	（略）		たもの	
	三　平成８年４月以後平成16年３月以前の給与法の行政職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が６級であったもののうち学長が別に定めるもの		（略）	
	（略）		七　平成16年４月以後平成18年３月以前の職員給与規程の一般職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が６級であったもののうち、総括的業務を行う長であったもの	
	七　平成16年４月以後平成18年３月以前の職員給与規程の一般職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が６級であったもののうち学長が別に定めるもの		（略）	
	（略）	（略）	（略）	
（略）	（略）	第10号区分	一　平成８年４月以後平成16年３月以前の給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が２級であったもののうち、同法に規定する役職段階別加算割合が100分の５であったもの	
第10号区分	一　平成８年４月以後平成16年３月以前の給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が２級であったもののうち学長が別に定めるもの		（略）	
	（略）		三　平成８年４月以後平成16年３月以前の給与法の行政職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が３級であったもののうち３級以上の級であった期間が120月を超えていたもの又は４級若しくは５級であったもの	
	三　平成８年４月以後平成16年３月以前の給与法の行政職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が３級であったもののうち学長が別に定めるもの又は４級若しくは５級であったもの		四　平成８年４月以後平成16年３月以前の給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が２級であったもののうち２級以上の級であった期間が360月を超えていたもの又は３級であったもの	
	四　平成８年４月以後平成16年３月以前の給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が２級であったもののうち学長が別に定めるもの又は３級であったもの		五　平成16年４月以後平成18年３月以前の職員給与規程の教育職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が２級であったもののうち、同規程に規定する役職段階別加算割合が100分の５であったもの	
			六　（略）	
			七　平成16年４月以後平成18年３月以前の職員給与規程	

	五　平成16年4月以後平成18年3月以前の職員給与規程の教育職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち学長が別に定めるもの		の一般職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち3級以上の級であった期間が120月を超えていたもの又は4級若しくは5級であったもの	
	二　(略)		八　平成16年4月以後平成18年3月以前の職員給与規程の医療職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち2級以上の級であった期間が360月を超えていたもの又は3級であったもの	
	三　平成16年4月以後平成18年3月以前の職員給与規程の一般職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち学長が別に定めるもの又は4級若しくは5級であったもの		九　(略)	
	四　平成16年4月以後平成18年3月以前の職員給与規程の医療職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち学長が別に定めるもの又は3級であったもの	(略)	(略)	
	五　(略)			
(略)	(略)			

ロ　平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

(略)	(略)	(略)	(略)

第４号区分	一　平成18年４月１日以後適用されている国立大学法人東京農工大学職員給与規程(以下「平成18年４月以後の職員給与規程」という。)の教育職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が５級であったもののうち学長が別に定めるもの	第４号区分	一　平成18年４月１日以後適用されている国立大学法人東京農工大学職員給与規程(以下「平成18年４月以後の職員給与規程」という。)の教育職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が５級であったもののうち、同規程第23条に規定する管理職手当の区分がⅠ種であり、かつ、同規程第38条第２項に規定する期末手当の役職段階別加算額の加算割合（以下この表において「役職段階別加算割合」という。）が100分の20であったもの
	(略)		(略)
第５号区分	一　平成18年４月以後の職員給与規程の職員給与規程の教育職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が５級であったもの(第４号区分の項第１号に掲げるものを除く。)のうち学長が別に定めるもの	第５号区分	一　平成18年４月以後の職員給与規程の職員給与規程の教育職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が５級であったもの(第４号区分の項第１号に掲げるものを除く。)のうち、役職段階別加算割合が100分の20であったもの
	(略)		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
第７号区分	一　平成18年４月以後の職員給与規程の教育職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が４級であったもののうち学長が別に定めるもの	第７号区分	一　平成18年４月以後の職員給与規程の教育職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が４級であったもののうち、役職段階別加算割合が100分の15であったもの
	(略)		(略)
第８号区分	(略)	第８号区分	(略)
	三　平成18年４月以後の職員給与規程の一般職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が５級であったもののうち学長が別に定めるもの		三　平成18年４月以後の職員給与規程の一般職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が５級であったもののうち、総括的業務を行う長であったもの
	(略)		(略)
		(略)	(略)

(略)	(略)
第10号区分	一　平成18年4月以後の職員給与規程の教育職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち学長が別に定めるもの
	(略)
	三　平成18年4月以後の職員給与規程の一般職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち学長が別に定めるもの又は4級であったもの
	四　平成18年4月以後の職員給与規程の医療職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち学長が別に定めるもの又は3級であったもの
	(略)
(略)	(略)

第10号区分	一　平成18年4月以後の職員給与規程の教育職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち、役職段階別加算割合が100分の5であったもの
	(略)
	三　平成18年4月以後の職員給与規程の一般職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち3級以上の級であった期間が120月を超えていたもの又は4級であったもの
	四　平成18年4月以後の職員給与規程の医療職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち2級以上の級であった期間が360月を超えていたもの又は3級であったもの
	(略)
(略)	(略)

附　則(令和3年4月1日細則第28号)

この細則は、令和3年4月1日から施行する。